

固有名の指示について

——社会的規約、対象の同定、記述——

藤川 直也

1. はじめに

固有名が特定の一つの対象を指示するのはどのようにしてか。この問題に答えようとするのがいわゆる固有名の指示論である。現在、固有名の指示論には大きく分けて二つの立場が存在する。一つはサールに代表される記述説であり、もう一つはクリプキに代表される因果説である。本稿では、それら二つの説が、何を主張しているのか、どんな点で対立しているのか、ということを見た上で、それらの折衷を試みたい。

記述説と因果説を検討する中で浮かび上がってくるのは、固有名の指示は話し手による対象同定によって説明されるのか、という問題、さらに、もう一つ別の問いとして、話し手が固有名に結び付ける記述は固有名の指示のメカニズムの構成要素であるのか、という問題である。記述説はこれらの問いに Yes と、因果説は（完全にそうとは言い切れない側面があるのだが）No と答える。これらの問いに対して本稿が出そうとする答えは、ある点では Yes であり、別の点では No である、というものだ。我々は、固有名と特定の一つの対象との間の、社会的規約によって定められる関係（すなわち、固有名タイプのレヴェルの関係）と、特定の機会に発話された固有名と指示対象の関係（すなわち、固有名トークンのレヴェルの関係）は、それぞれ根本的に異なるメカニズムによって成立する、という因果説によって示唆された考えを徹底することで、そのような答えが可能になる、ということを、エヴァンスの固有名指示論の検討を通じて確認することになるだろう。

具体的な検討に入る前に、2、3節での議論はすべて、ある固有名の特定の機会における発話＝固有名トークンが、特定の一つの対象と結び付くことを可能にするのはいったい何かを問題にしたものである、ということを強調しておきたい。4節で確認するように、固有名の指示のメカニズムは実のところ多面的であり、固有名トークンについて2、3節で確認されることが、固有名の指示の別の側面、すなわち、固有名の使用を支配する社会的規約についてもあてはまるわけではない。

2. 記述説

まず記述説を見ていく。ここでは、その代表格であるサールの固有名の指示論を取り上

げ、その特徴を本稿の目的に必要な範囲で確認することにした。

最初に確認するのは、単称名の指示一般についてのサールの最も基本的な考えである。その考えとは、指示のメカニズムを、その話し手が対象を同定するためのメカニズムに求める、というものだ。この考えは、サールが指示の公理の一つとして挙げる同定公理——話し手が一つの対象を指示するならば、そのときその話し手は、聞き手に対して、その対象を他のすべての対象から分離して同定しているか、あるいは、要請に応じて行う能力をもっているかのいずれかである⁽¹⁾——に端的に示されている。サールによれば、話し手による対象同定は、彼が同定記述と呼ぶ表現、すなわち、直接指示的提示、一意的な記述、および、これら二つの混合表現のうちの（少なくとも）いずれか一種の表現、言い換えるならば、「話し手が指示することを意図する対象によって一意的に充足される表現を提出できるという話し手の能力に完全に依存している⁽²⁾。」それゆえ、指示は、同定記述を提出できるという話し手の能力に依存していることになる。この考えをサールに倣って同定原理と呼ぶことにしよう⁽³⁾。この考えのもとでは、指示表現と対象の関係は、話し手が特定の一つの対象を選び出す能力の発揮（そしてその能力をその表現に結び付けていること）によって、その表現が発話される度に、その都度、確保されるようなものである。

さて、この同定原理に基づいて固有名の指示を考えてみよう。この原理に従えば、「固有名を使用する人は誰でも、その固有名が指示する対象の同定記述（ただし、その中には直示も含まれることを想起されたい）をその固有名に代えて使用する準備ができていなければならない⁽⁴⁾」、言い換えるならば、固有名にはその指示対象についての同定記述が結び付けられている、ということになる。では固有名にはどんな同定記述が結び付けられるのか。ここで、我々が使用している固有名の多くに関して、我々はその指示対象を直示することができない、という事実を鑑みれば、サールの但し書きにもかかわらず、その典型は、一意的な記述ということになるだろう。

では、一意的な記述による対象同定のメカニズムはどのようなものだろうか。一意的な記述の典型である確定記述を見てみよう。確定記述には、それによって指示される対象が満たすべき条件がその表現の中にほぼ明示的に現れている。「日本で一番高い山」から、「…は山であり、かつ、日本で一番高い」という述語によって表現される条件を読み取ることが容易にできる。そして、富士山が「日本で一番高い山」の指示対象であるのは、富士山が、「…は山であり、かつ、日本で一番高い」という条件を一意的に満たしている、つまり、富士山が、そして、富士山だけが、山でありかつ日本で一番高いからに他ならない。このように、記述による同定のメカニズムとは、記述にほぼ明示的に現われている述語によって表現される条件を、特定のひとつの対象そしてその対象だけが特定の性質をもつこ

とによって満足する、と説明される。これは、述語‘ ϕ ’があるひとつの対象について、そしてその対象についてのみ真であるとき、その対象が確定記述‘The ϕ ’の指示する対象として同定される、と言い換えることもできる。だが、これらの考えが言わんとすることは、要するに、記述による対象同定のメカニズムは記述と対象の一致にある、ということだ。そこで、この考えを「一致による対象同定」と呼ぶことにする。

以上の考察に基づけば、固有名の指示トークンのメカニズムは次のように説明されるだろう。固有名には一意的な記述が結び付けられており、固有名はその記述に一意的に一致する対象を指示する。これがいわゆる記述説である。

さて、これは最も素朴な形の記述説であり、サールが固有名の指示論として提出するのは、このような素朴なものではなく、より洗練された形の記述説——記述の束説と呼ばれる——だ。サールによれば、固有名には記述がゆるい仕方で結び付いている。ゆるい仕方で結び付く、ということをはっきり述べなおせば、話し手が固有名に結び付けるところのものは、確定記述および不確定記述の選言である、ということだ。そして、固有名と対象の関係は、記述の不確定な束の大部分と対象との一致による指示対象の同定によって決定される。この考えの核心は、固有名には記述が結び付いているということを認める一方で、話し手が結び付けている記述の内、どの対象がその対象の同定に本質的なものなのかを特定しないでおくところにある。言い換えれば、固有名には、その指示決定の仕方を提供するような諸記述が結び付いていなければならないが、それらの記述のいかなるものも、固有名の定義を与えない、ということだ。サールはこうすることによって、素朴な記述説が抱える幾つかの問題を回避し、さらには、固有名が記述とは異なる言語的特性をもつということを説明している。そして我々にとって重要なことは、記述説のこうした改定が、先に確認された記述説の特徴である同定原理と一致による対象同定を損なうものではない、ということだ⁽⁵⁾。

3. 因果説

前節で確認されたのは、記述説においては、固有名トークンの指示のメカニズムは基本的に記述と対象の一致に求められる、ということだ。いわゆる直接指示説——クリプキ、ドネラン、カプランらがその開拓者とされている——による記述説批判は、この点に攻撃を加える。「我々は唯一の対象を何らかの形で質的に選び出すようなある性質に身を任せ、そうしたやり方で我々の指示を決定する、と考えることは間違いだと思われる⁽⁶⁾」、「同定記述の原則」は偽である⁽⁷⁾、というのだ。彼らはこのことを、反例、すなわち、固有名トークンの指示決定のメカニズムの説明として話し手の記述を介した同定を持ち出すことが

不適切であるような事例を挙げることによって示そうとする。そのような事例は、大きく言って、次の二種類のものに分けることができる。第一に、固有名の指示を同定するに十分な記述についての知識が話し手に欠けているにもかかわらず、指示が成立していると考えるのがもっともらしいような事例がある。これを、話し手の「無知」に関する事例、と呼ぶことにしよう。クリプキの取り上げる「キケロ」はこれにあたる⁽⁸⁾。第二に、話し手は特定の対象を同定するに十分な記述を知っているが、それらの記述によって同定される対象を、固有名の担い手と考えることがもっともらしくないような事例がある。こちらは、話し手の「ミスリーディングな知識」に関する事例と呼ぼう。これに属する事例の代表的なものは、クリプキによる「ゲーデル／シュミット」の事例⁽⁹⁾や、ドネランの「タレス」の例⁽¹⁰⁾などだ。こちらの事例が示唆するのは、話し手が固有名に結び付けている記述が選り出す対象と、固有名が実際に指示している対象は、必ずしも同一であるわけではない、ということになるだろう。そして、話し手の「無知」に関する事例と話し手の「ミスリーディングな知識」に関する事例はともに、話し手のもつ記述が対象と一意的に一致することが固有名の指示決定に十分でないどころか、必要ですらない、ということを示している。

話し手の「無知」に関する事例、および、話し手の「ミスリーディングな知識」に関する事例についてのこれらの議論からは、特定の機会に発話された固有名とその対象の関係は、一致による対象同定とは独立に成立するものだ、ということが帰結する。つまり、適切に用いられた固有名は、その話し手個人の記述を介した対象認知能力を超えて、その指示対象に達していなければならないのだ。記述説がそうしたように、もし固有名の指示が話し手による対象の同定によって説明されるのなら、その同定は記述と対象の一致によって為されると考えるほかないであろう。それゆえ、反例は、さらに、固有名を用いた指示の成功には話し手のいかなる対象同定能力も必要ない、ということも示している。

では、これらの反例は、話し手が固有名に結び付ける記述、すなわち、話し手がその指示対象についてもつ信念ないし知識が固有名の指示のメカニズムの構成要素ではない、ということも示しているだろうか。一見したところ、(1) 固有名の指示は記述と対象の一致によっては説明されないのであり、それゆえ、(2) 話し手が固有名に結び付ける記述は、固有名の指示決定に全く関与しない、となるように思われる。しかし、(1) からすぐさま(2) は導かれない。この議論には飛躍がある(この飛躍は、すぐ後で見る反記述説論者が提案する固有名指示論＝因果説において記述が指示の決定に何らの役割をも果たさない、ということによって後押しされることになる。Donnellan[1970]pp.377-378 を参照)。(1) から(2) を導出するには、もう一つ前提が必要である。その前提とは、記述が指示の決定に関わる仕方は、記述説的な仕方、すなわち、記述の束がある一つの対象と一致すると

ということによって対象を同定するための基準として働くという仕方以外にはあり得ない、
というものだ。この前提は決して自明なものではない。それゆえ、記述的信念と対象との
一致による対象の同定という仕方ではない仕方で、話し手の記述的知識ないしは信念が固
有名の指示決定に関わる、と考えることは可能である。そして、もしこのような仕方で記
述を固有名の指示論に再び導入することができたなら、それは因果説が与えた反例によっ
て脅かされることはない。

この可能性の追求を動機付けることの一つは、話し手が、自分の使用できる固有名につ
いて、何らの記述的知識ないし信念も結び付けていないというようなことは、極めて想像
しがたい、ということだ。記述説に対する反例において、「キケロ」の話し手は、キケロを
同定するには不十分な記述を、「ゲーデル」の話し手は、シュミットについて真であり、ゲ
ーデルについて偽なる記述を、それらの名前に結び付けている。このように、固有名を用
いて指示に成功している話し手の頭の中は、言ってみれば、空っぽでありうる、という見
解は、極めて非現実的であるように思われる。(この可能性を追求するには、こういった記
述を話し手が固有名に必ず結び付けていることを示すだけでは不十分である、ということ
には注意を払う必要があろう。反記述説が異議を唱えたのは、そういった記述が固有名の
指示決定に関わる、ということであり、話し手が固有名に記述を結び付けていること自体
や、その記述が指示決定以外の何らかの役割を果たすことに、異議を唱えるわけではない。)

クリプキらの提出した記述説に対する反例は強力であり、記述が指示決定に役立つ可能
性は残っているものの、記述説の特徴である、同定原理と一致による対象同定は共に、特
定の機会に発話された固有名の指示のメカニズムとしては機能しないと考えさせるに十分
なものであった。ではいったい何が固有名の指示を決定するのだろうか。クリプキの考え
は次のようなものだ。話し手S、固有名「N」、その指示対象xについて、Sが特定の機会に
発話した「N」がxを指示するのは、Sが、既に固有名を用いてxを指示することのできる
他人の指示を借りる、それに寄生することによってである。この寄生的指示の成立には、
次の二つが必要かつ十分である。第一に、SとS₁とが構成する指示の貸し借りの環が、S₁が
Sに「N」を教えたという、名前の受け渡しの事実、および、Sは、S₁が「N」でもって指
示する対象と同一の対象を指示することを意図する、ということによって成立していなけ
ればならない。第二に、同様の指示の貸し借りの環の連鎖が、命名儀式、および、それ
によって命名された対象xへと到達していなければならない。これが因果説である。

4. 固有名の使用を支配する社会的規約と固有名の指示

さて、因果説は理論と呼ぶには幾分緻密さに欠けるものであり、それは固有名の指示に

ついで「見取り図」を越えるものではない。だが、この見取り図は、記述説には決定的に欠けていた、固有名について極めて重要な洞察を含んでいるように思われる。その洞察とは、特定の機会に発話された固有名＝固有名トークンがその対象を指示するメカニズムとは別に、そしてあらゆる固有名トークンの指示の成立に先立って、ある印と対象を結び付け、そのことによってその印を固有名タイプたらしめる作業――因果説においては命名儀式がそれに当たる――が存在するという、そしてすべての固有名トークンの指示はその既存の結び付きをいわば利用することによって成立する、ということだ。

私はここで、あらゆる固有名トークンの指示に先立ってある印と対象を結び付けする作業とは、その固有名が流布する共同体において、その固有名の使用を支配する社会的規約を形成することに他ならない、と主張したい。固有名とは、それが一定の共同体において、特定の一つの対象を指示する表現として、ある程度流通している表現である、ということに鑑みれば、固有名にそのような規約が付随すると考えることはもっともらしく思われる。固有名が共同体内に流通しているとは、特定の対象の名前として、一定の共同体のメンバーであるならば誰しもが使う傾向にある特定の表現というものが存在しているということであり、共同体における名前と対象の固定された関係についての取り決めは、社会的規約と見なすことができる。そして、共同体の成員による固有名の使用はその規約に支配されている。

このように考えたとき、固有名とその指示対象の関係について、固有名トークンの指示のメカニズムに関する問いとは区別されるべきもうひとつの問いを立てることができる。その問いとは、固有名の使用を支配する社会的規約はどのように形成されるのか、という問いだ。

この時点で、固有名トークンの指示のメカニズムとの関わりが否定されたところの、話し手の対象同定能力が、固有名の指示論において再び登場することになる。というのも、この規約は、人が作るものであり、固有名「N」とある特定の一つの対象 x を結び付ける社会的規約の形成には、主体が、 x を他の対象から区別すること、すなわち、 x を同定することが当然必要であるからだ。言葉とものは、自然に自ずから結び付きはしない。それらは、何らかの仕方によって人間によって設定された結び付きである。それゆえ固有名とその指示対象との関係にも、人の手による結び付けが介在しているはずだ。記述説を支配している直観はこのようなものだと思われる。この直観は正しい。だが記述説はこの結び付けを考察すべき場所を過っている。

固有名の使用を支配する社会的規約は以下のように考えることで記述説においても捉えることができるのではないかと、という反論があるかもしれない。固有名には、それに堪能

な多くの話し手の各々がその固有名に結び付ける記述の束から集められるところの記述によって構成される記述の束が結び付いている。固有名には、言ってみれば、その話し手たちから成る共同体によって記述の束が結び付けられている。固有名「N」の使用を支配する規約は、共同体が「N」に結び付ける記述の束の大部分を一意的に満足する対象を「N」の指示対象として指定する。こういった考えは、通常、記述説に帰せられているものであり⁽¹¹⁾、これを固有名の使用を支配する社会的規約についての記述説的説明としてよいであろう。だが、社会的規約をこのように記述説的に説明してみせることは、さほど有意義なことではない。なぜなら、記述説が社会的規約をこのように捉えたところで、その規約の存在は、記述説において、固有名トークンの指示の成立に話し手の対象同定能力を不要なものとするわけではなく、それゆえ、規約の記述説的把握は記述説の難点を解消しないからだ。

因果説では、社会的規約をもっぱら命名儀式によって確立されるものとされる。だがこの説明は満足のいくものではない。このことは反例によって示される。「マダガスカル」は、元来、アフリカ大陸の一部分の名前であった。その名前をマレー人だかアラブ人だかの船員から教えてもらったマルコ・ポーロの誤解によって、「マダガスカル」は、アフリカの大きな島を指示するようになった⁽¹²⁾。この事例が示すのは、社会的規約の変化であり、我々はそこにおける問題を次のように述べ直すことができる。この事例においては、「マダガスカル」の使用に、その過去の使用を支配する規約に取って代わる新たな規約を導入するというような類の、いかなる（変則的な）命名儀式も存在しないにも関わらず、「マダガスカル」が、最初の命名において設定されたのとは異なる規約において使用されるということが生じている。因果説はこの種の指示の変化を捉えることができない。

問題をこのように定式化したとき、因果説がなぜこの問題に対処できないのかを見て取ることは容易である。それは、因果説においては、固有名使用の社会的規約の形成が、命名において完結することになっているからに他ならない。社会的規約における変化を捉えるためには、命名者以外の「マダガスカル」の話し手も、「マダガスカル」の使用を支配する規約の形成に関わるということを認められる程度に、規約の形成に関わる話し手の範囲を広げる必要があるだろう。

以上の考察から、固有名の指示論がもつべき特徴が見えてくる。基本的な方針として、まず、固有名の使用を支配する社会的規約の形成過程を明らかにし、次いで、固有名トークンの指示をその規約との連関において考察する、という説明の順序を採るべきである。固有名トークンの指示について特に注意すべきことは次のことである。第一に、記述説が与えた一致による対象同定は、固有名トークンの指示のメカニズムとして受け入れること

はできない。それどころか、固有名トークンの指示の決定に、話し手の対象同定は、全く必要ない。第二に、このことは、しかしながら、固有名トークンの指示の決定に話し手がそれに結び付ける記述が関与することを妨げないし、記述が関わりと考える理由も存在する。この観点からすれば、因果説が与えた寄生的指示の成立条件は、話し手が記述を結び付けているということを要求しないという点で、不十分なもののように思われる。

これらの特徴をもった固有名の指示論は、記述説と因果説の折衷の試みとも言えるかもしれない。この観点から、有望と思われるのは、エヴァンスが *The Varieties of Reference* で与えた固有名の指示論である。以下ではそれを検討したい。

固有名「N」が対象xを指示するために使用されているような共同体Cにおける、「N」についての固有名使用実践 (proper-name-using-practice) というものを考えよう⁽¹³⁾。その固有名使用実践の参加者を二つのグループに分類することができる。第一のグループに属するのは、xを直接見知っており、xを直接指示的 (demonstrative) に捕まえることのできる⁽¹⁴⁾ 立場にあり、「これがNだ」という真なる文を発話できる (できた) 話し手である。彼らはxをNとして知っていると言える。このような話し手をエヴァンスは、「生産者」と呼ぶ。命名者は、当然、生産者集団のメンバーである。命名者の他には、公式には、命名者による直示を伴った「これがNだ」という名前の教授によって、非公式には、例えば、サッカー観戦中に「今、Nがゴールを決めました!」という実況を聞くことによって、「N」を使用できるようになる人たちが、そこに属するだろう。こういう仕方て名前を習った人は、名前の教え手として、命名者と同等の働きをすることができる。第二のグループに属するのは、かつて一度も対象と直接接したことがなく、対象を直接指示的に捉えることのできる立場になく、それゆえ、「これがNだ」という真なる文を発話する機会をもたない、「N」の話し手である。そのような話し手は「消費者」と呼ばれる。消費者は、公式には、「Nはかくかくしかじかだ」というNについての記述的説明をうけることによって、非公式には、その名前を含む文のいくつかの他人の発話を聞くことによって、「N」を使用するようになる話し手である。(生産者および消費者についての以上の説明は、彼らが、「N」を使用して指示することに成功するための十分条件を述べている訳ではない。)

エヴァンスによれば、固有名「N」を使用する実践とxを、延いては、「N」とxを一定の関係にあらしめるのは、xが実践の生産者にNとして知られているということ、生産者たちによって、その指示対象として、随時、整合的に同定されるということである。つまり、固有名使用を支配する社会的規約を形成するのは、生産者の直接指示的な対象同定能力である。

さて、生産者たちが設定する固有名と特定の一つの対象とのこの一定の関係は、その共

同体内の固有名の発話すべてにおいて、利用される。つまり、実践内のいかなる話し手も、固有名の発話において、実践と対象、「N」と対象の生産者による結び付けを利用する。この利用は、話し手が、その発話の際にまさに当の「N」を発話しようと意図することによって可能となる。それゆえ、固有名トークンは、それが生産者によるものであれ、消費者によるものであれ、話し手が「N」を発話したときに参加しようと意図していた固有名使用実践と結び付いた対象を指示する。

話し手が、特定の機会における発話に際して、参加しようと意図しているのはどの固有名実践なのか、使用しようと意図しているのはどの名前なのか、を明らかにするとき、実践内に流布している記述、言い換えれば、共同体内の話し手が「N」に結び付けている記述が役に立つ。話し手が名前に結び付ける記述（「N って何？」という問いに対する、話し手の「N はφでψで…」という答え）が、ある固有名使用実践に広く流布する記述の一部である、あるいは、それと一致する、ということは、その話し手と、その固有名使用実践とのつながりを示す一つの有力な証拠である。これが有力な証拠であるのは、多くの場合、話し手がつ記述は、実践への導入の際に伝え聞いたものである、あるいは、導入に限らず、実践に既に参加している人から聞いたものであるからだ。固有名トークンの指示の決定に話し手が名前に結び付ける記述が関係するのは、この仕方であって、特定の一つの対象を選び出すための手段、つまり、同定記述としてではない。

このようなエヴァンスの考えが有望なものであると思わせる、いくつかのその特徴を見ておきたい。

①**記述の扱い**：固有名トークンの指示に対するこうした説明は、話し手の対象同定能力をその構成要素としてもたない一方、話し手が固有名に結び付ける記述をその中に取り込んでいる。それゆえ、話し手がつ記述が全面的に偽であり得ることを許容できないという記述説の難点をもたない。固有名の指示対象について偽なる記述がその固有名を使用する実践内で（例えばデマによって）広く流布しているような状況を考えることは容易にできる。その記述が偽であることは、その実践と対象の結び付きを損なわない。というのも、実践と対象を結び付けるのは、直接指示的な対象同定であるからだ。しかし、その誤った記述は、その実践と結び付いているがゆえに、その記述をもっているということは、その実践に参加しようという話し手の意図を証拠付けるものである。それゆえ、対象について偽である記述であっても、固有名トークンの指示の決定に十分役立つ。

②**指示の変化**：エヴァンスの理論は、因果説では専ら命名者に委ねられていた社会的規約の決定を、より多くの話し手たちに担わせることによって、固有名の指示の変化を説明する。エヴァンスによれば、社会的規約が変化するのは、生産者による対象の誤同定が、x

がNとして同定されることの整合性を乱すような場合である。次のような例を考えて、それがどのように起こるのかを見てみよう。

ある日、ある病院で、双子が生まれた。双子の両親は貧しく、双子の両方を育てることはとてもできないと考え、双子の片方を、街中に捨ててしまう。両親は手元に残した方の子供を「N」と名付ける。そのまま何ごともなく15年のときが流れる。捨てられてしまった方の子供は、幸運にも、親切な誰かに拾われ、生みの親と離れたところで平穏に生活していた。しかし、あるとき偶然にも、自分の出生の秘密を知ったその少年は、両親に復讐するべく、Nを殺害し、Nに成りすますことに成功する。

さて、双子の入れ替わりの直前には、両親のもとで育ったほうの子供をNとして、随時、整合的に同定する生産者集団（両親、友達、近所の人、学校の先生、等々）が存在したに違いない。彼らが提供する記述は、「N」を使用する実践に広く行き渡っているだろう。そして、入れ替わりと同時に、生産者たちの誤同定が始まる。つまり、両親と離れて育った子供をNとして同定し始める。さらに、実践内に、誤同定に基づいた記述が広がりだす。時間が経てば経つほど、そういった記述の実践への浸透度は高まるであろう。このような状況下での「N」を使用する実践は、大きくいって次の三つの段階に区別できる。まず、入れ替わって間がなく、実践に流布する記述のほとんどが、生産者が、両親のもとで育った子供をNと同定していたことを、証拠付ける段階。次に、誤同定に基づいた記述が実践内に、正しい同定に基づいた記述と同じか、それ以上流布している段階。最後に、実践に流布する情報のほとんどが、生産者が、両親と離れて育った子供をNと同定しているということを証拠付ける段階。

第一段階では、「N」は依然、親元で育った子供との一定の結び付きを保っていると言える。殺害と入れ替わりの事実を知った警察が、親元を離れて育った子供を指差しながら、「こいつはNを殺した」ということは十分意味をなすだろうし、そのとき、実践の参加者たちは、「こいつはNじゃなかったのか！」と主張するだろう。

第二段階では、生産者の誤同定は、「N」と一方の対象との一意的な結び付きを、損なっているだろう。「N」は今や、どちらの子供の名前とも言い難いものになっており、その使用は混乱したものである。

第三段階になって初めて、「N」はとうとう親元を離れて育った子供（もはや子供ではないであろうが）の名前になる、と言える。この段階に至っては、親元で育った子供をNと同定していたことに対するいかなる証拠も存在しないからであり、「N」の使用実践は、生産者の、親元を離れて育った子供をNと同定することによってのみ支えられている。もはや、親元を離れて育った子供を指差して、「こいつはNではない」ということは意味を成

さない。

このように、固有名の使用を支配する社会的規約の変化を引き起こすのは、生産者による対象の誤同定である。因果説が指示の変化を捉えられなかったのは、固有名使用を支配する規約の形成に関わる話し手の対象同定の範囲を限定しすぎたためであり、その範囲を実践の参加者の直接指示的な対象同定すべてに広げるエヴァンスの考えにおいて、それを捉えることは容易である。

③**タイプとトークン**：エヴァンスの理論の最大の特徴は、固有名の使用を支配する社会的規約が決定されるという固有名タイプのレヴェルのメカニズムと、固有名の個々の発話が対象と結び付くという固有名トークンのレヴェルのメカニズムとを、はっきりと区別し、それを別々の問題として、それぞれに対し別々の回答を与えようという、明確な意図のもとに、その理論を構築している点にある。タイプのレヴェルでの固有名と対象の関係を説明するということは、記述説も因果説も明示的に取り組んできた課題ではない。記述説の関心は、ほとんど専ら、固有名トークンの指示のメカニズムにあった。このことは、固有名の話し手すべてに対象を同定する能力を求めるという誤った立場を記述説が取ったことの一因である。因果説は、社会的規約を決定するメカニズムが、固有名トークンの指示のメカニズムとは異なるものだ、ということに気がかけていながら、それに対する真剣な考察を与えず、そのゆえに、指示の変化を捉えられないという難点を抱えることになった。エヴァンスの議論は、因果説によって示唆された二つのメカニズムの区別という方針にかなりの程度まで明確な形を与え、そして、そのことによって、記述説、因果説の双方の長所を取り込み、それぞれの難点を克服することに成功した、ポスト・クラシックスな指示論の有力候補と言えるだろう。

エヴァンス説に基づいて、記述説と因果説の論争点に決着をつけておこう。第一の論点は、話し手の対象同定能力は固有名の指示のメカニズムにどの程度関係するのか、というものだ。答えは次のものだ。一方で、固有名トークンの指示のメカニズムには、それは全く関与しない。他方で、固有名使用実践とその対象との結び付き、従って、固有名の使用を支配する社会的規約を形成するのは、その指示対象を直接指示的に捉えることのできる固有名の話し手の対象同定能力に他ならない。第二の論点は、話し手が固有名に結び付けている記述は固有名トークンの指示のメカニズムにどの程度関係するのか、というものであった。固有名使用実践において話し手が名前に結び付けている記述は、その指示対象として生産者に同定されているのはどの対象なのかを、その対象との因果関係によって証拠付ける。さらに、話し手の発話が、どの固有名使用実践に参加することを意図したものなのか、どの固有名を使用するよう意図したものなのかに対する有力な証拠として、固有名

トークンの指示のメカニズムにおいて一定の役割をもつと言える。

註

- (1) Searle[1969] p.79, 邦訳 144 頁.
- (2) *ibid.* p.86, 邦訳 156 頁.
- (3) *ibid.* p.80, 邦訳 146 頁.
- (4) *ibid.* p.168, 邦訳 297 頁.
- (5) Cf. Searle[1958] p.252, Searle[1969] p.174, 邦訳 307 頁. サールの言い方を借りれば、指示は述定とは区別されるが、指示は述定から完全に分離されはしない。
- (6) Kripke[1980] pp.93-94, 邦訳 112 頁.
- (7) Cf. Donnellan[1970]
- (8) Kripke[1980] pp.80-81, 邦訳 96 頁.
- (9) *ibid.* pp.83-85, 邦訳 99-102 頁.
- (10) Donnellan[1970] pp.373-375.
- (11) たとえば、Donnellan[1970] pp.361-363, Evans[1973] p.209 など.
- (12) Evans[1973] p.216.
- (13) 以下の議論は、Evans[1982] Ch.11、特に、pp.376-391 に負う。用語は、本稿で使われているものに随時変更してある。
- (14) これについては、*ibid.* Ch.6 で詳しく議論されている。

文献

- Donnellan, K. [1970] "Proper Names and Identifying Descriptions" in *Synthese*, 21, 335-358, reprinted in Davidson and Harman (eds.)([1972] *Semantics of Natural Language*, Dordrecht, 356-379.
- [1974] "Speaking of Nothing" in *The Philosophical Review*, 83, 3-32, reprinted in Schwartz, S.P. (ed.)([1977] *Naming, Necessity, and Natural Kinds*, Cornell U.P., 216-244
- Evans, G. [1973] "The Causal Theory of Names" in *Proceedings of the Aristotelian Society*, Supp. 47, 187-208, reprinted in Moore, A.M. (ed.)([1993] *Meaning and Reference*, Oxford U.P., 208-227.
- [1982] *The Varieties of Reference*, Oxford U.P.
- Kripke, S. [1980] *Naming and Necessity*, Basil Blackwell. 八木沢敬、野家啓一訳『名指しと必然性』(1985 年産業図書)
- Searle, J.R. [1958] "Proper names" in *Mind*, 67, 166-173, reprinted in Martinich, A. P.(ed.)([1996] *The Philosophy of Language Third Editio*, Oxford U.P., 249-254.
- [1969] *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge U.P. 坂本百大・土屋俊訳『言語行為 言語哲学への試論』(1986 年, 勁草書房)